

## 釧路市介護予防ケアマネジメント実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「釧路市総合事業実施要綱」という。）に規定する介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）及び釧路市総合事業実施要綱の例による。

### (目的)

第3条 介護予防ケアマネジメントは、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 介護予防と自立支援の視点を踏まえ、居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援を受けている者を除く。）の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。
- (2) サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続できるよう、対象者が主体的に取り組めるよう働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援を行う。

### (介護予防ケアマネジメントの類型)

第4条 介護予防ケアマネジメントを次に掲げる類型により実施するものとする。

#### (1) 介護予防ケアマネジメント（従来型）

指定事業所により実施する第1号事業を利用する場合等に実施する。現在、介護予防支援で実施している内容と同様に、アセスメント（課題分析）によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。利用者とのモニタリングについては、少なくとも3月に1回訪問し、また、利用者の状況に応じてサービスの変更も行うことが可能な体制をとっておく。

#### (2) 介護予防ケアマネジメント（簡易型）

短期集中予防サービスを利用する場合等に実施する。アセスメント（課題分析）からケアプラン原案作成までは、介護予防ケアマネジメント（従来型）と同様に実施しつつ、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と、間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。

(3) 介護予防ケアマネジメント（初回のみ）

住民等主体のサービスを利用する場合に実施する。ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、利用者自身のセルフマネジメントによって、住民等主体のサービスの利用等を継続する。ただし、利用者の状況悪化や利用者からの相談があった場合には、地域包括支援センターによるケアマネジメント等に移行する。

(実施内容)

第5条 実施する内容、および使用する様式は次のとおりとする。

- (1) 基本チェックリストの実施（様式1、様式2）
- (2) 利用申込みの受付（様式3、様式9）
- (3) 利用者との契約締結
- (4) 契約書の確認
- (5) アセスメント（様式4、様式5）
- (6) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成（様式6）
- (7) サービス担当者会議の開催（様式7）
- (8) 介護予防サービス・支援計画書案の決定
- (9) 介護予防サービス・支援計画書の交付
- (10) サービスの提供
- (11) モニタリング（様式7）
- (12) 評価（様式8）
- (13) 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認
- (14) 給付管理業務
- (15) 介護予防ケアマネジメント費請求及び給付管理票等の送付
- (16) 介護事業所等との連携に係る業務

2 介護予防ケアマネジメント（簡易型）については、前項第7号、第11号を省略できるものとする。

3 介護予防ケアマネジメント（初回のみ）については、第1項第7号、第11号、第12号、第13号を省略できるものとする。

4 第1項第1号において、基本チェックリストを実施するか、認定申請へ繋ぐかの判断に迷う場合には、必要に応じて「受付シート」（様式10）を利用すること。

(利用手続き)

第6条 居宅要支援被保険者等が第4条第2号および第3号の介護予防ケアマネジメントを利用しようとする場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業 事業対象者申請書」（様式9）、「介護予防・居宅サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」（様式3）、「介護保険被保険者証」および「基本チェックリスト」（様式1）の結果を添付して市長に届け出るものとする。

2 居宅要支援被保険者が、省令第95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき市長に届け出ている場合には、前項の規定による届出があったものとみなす。

- 3 第1項の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該居宅要支援被保険者等に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により、事業対象者からの届出があった場合は、受給者台帳に登録し、介護保険被保険者証を発行する。

(サービスの併用)

第7条 訪問型サービスおよび通所型サービスの併用利用については、次に掲げる事項および別表3に照らし合わせて決定する。

- (1) 「予防給付」、「訪問型サービス（訪問介護相当）・通所型サービス（通所介護相当）」および「訪問型サービスA・通所型サービスA」の間でのサービス併用は、従前の考え方に基づき、給付上限額との兼ね合いで調整する。
- (2) 利用するサービスの中に「短期集中予防サービス」もしくは「住民等主体の通所サービス」が組み込まれる場合には、給付上限額を下回る場合においても、「市は週2回までの外出を支援する」との考え方に基づき、利用回数を調整する。なお、「短期集中予防サービス」については、同時に複数の事業所を利用することは不可とする。
- (3) 「通所型サービス（通所介護相当）」と「通所型サービスA」の併用は不可とする。また、「訪問型サービス（訪問介護相当）」と「訪問型サービスA」の併用も不可とする。
- (4) 「介護予防通所リハビリテーション」と「短期集中予防サービス」の併用は不可とする。

(介護予防ケアマネジメント費の請求)

第8条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントに要した費用を、利用者ごとの利用状況に応じて、市へ請求するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費)

第9条 市長は、地域包括支援センターからの請求に基づいて、地域包括支援センターが実施した介護予防ケアマネジメントの実施に要する費用（以下、「介護予防ケアマネジメント作成料」という）を支払う。

- 2 前項の介護予防ケアマネジメント作成料は、月の末日において所定単位数を算定する。  
(別表1)
- 3 介護予防ケアマネジメント作成料の額は、介護予防ケアマネジメントの類型ごとに別表1に定める単位数に、1単位の単価を乗じて算定するものとする。
- 4 前項の1単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）の規定により、10円に釧路市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
- 5 第2項の規定により介護予防ケアマネジメント作成料の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 6 別表2で示す通り、初回加算は、介護予防ケアマネジメント（従来型）及び介護予防ケアマネジメント（簡易型）のみ対象とし、小規模多機能連携加算は、介護予防ケアマネジメント（従来型）のみ対象とする。また、介護予防ケアマネジメント（簡易型）のサービ

ス担当者会議加算及びモニタリング加算は実施時に発生する。

- 7 同一月に短期集中予防サービスを終了し、住民等主体のサービスを利用する場合には、介護予防ケアマネジメント（簡易型）と介護予防ケアマネジメント（初回のみ）の両方を請求することができる。

（給付管理票等の提出）

第10条 地域包括支援センターは、毎月、別表4に基づき、給付管理票または委託先支援事業所情報を提出するものとする。

（実施の一部委託）

第11条 地域包括支援センターは、居宅要支援被保険者に対する介護予防ケアマネジメント（従来型）の実施（第5条第1項に規定する実施内容のうち第3号、第8号、第13号及び第15号を除く。）を、指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

- 2 介護予防ケアマネジメント（簡易型）及び介護予防ケアマネジメント（初回のみ）については、地域包括支援センターが実施するものとし、委託はできないものとする。
- 3 地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者への委託の際に、公正・中立性に留意するものとする。

（記録の整備）

第12条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント提供に関して、次に掲げる記録を整備するものとする。

（1）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳

- ア 介護予防サービス・支援計画書
- イ アセスメントの結果の記録
- ウ サービス担当者会議等の記録
- エ モニタリングの結果の記録
- オ 評価の結果の記録

（2）指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録

（3）介護予防ケアマネジメント費の請求に関して市および国保連に提出したものの写し

（4）市町村への通知に係る記録

（5）苦情の内容等の記録

（6）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

2 前項第1項～第4項の記録についてはその完結の日から5年間保存するものとする。

3 前項第5項及び第6項の記録についてはその完結の日から2年間保存するものとする。

（重要事項説明）

第13条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、実施内容の概要その他の当該利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用者の同意を文書により得るものとする。

(利用者に対する介護予防サービス・支援計画書等の書類の交付)

第14条 地域包括支援センターは、利用者が要介護認定を受けた場合、その他の利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(衛生管理等)

第15条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントに従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

(秘密保持)

第16条 地域包括支援センターの従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(状況報告等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、地域包括支援センターに対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(提供の中止)

第18条 市長は、利用者が居宅要支援被保険者等の要件を欠くに至ったとき、その他の利用が的確でないとは判断されるときは、介護予防ケアマネジメントの提供を中止することができる。

(返還)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段により地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント費の支払いを受けたときは、支払った介護予防ケアマネジメント費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(苦情処理)

第20条 地域包括支援センターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第21条 地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの実施により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めるものとする。

- (1) 市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、速やかに市に報告すること。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第9条第2項）

○単位表

略称	名称	単位数
CM(従来型)	介護予防ケアマネジメント(従来型)	442
CM(簡易型)	介護予防ケアマネジメント(簡易型)	200
CM(初回のみ)	介護予防ケアマネジメント(初回のみ)	150
初回	初回加算	300
委託連携	委託連携加算	300
サビ担	サービス担当者会議加算	130
モニタリング	モニタリング加算	100
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	-4
業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	-4

○サービスコード一覧

区 分		単位数
1	CM(従来型)	442
2	CM(従来型) + 初回	742
3	CM(従来型) + 委託連携	742
4	CM(従来型) + 初回 + 委託連携	1,042
5	CM(簡易型)	200
6	CM(簡易型) + 初回	500
7	CM(簡易型) + サビ担	330
8	CM(簡易型) + モニタリング	300
9	CM(簡易型) + 初回 + サビ担	630
10	CM(簡易型) + 初回 + モニタリング	600
11	CM(簡易型) + サビ担 + モニタリング	430
12	CM(簡易型) + 初回 + サビ担 + モニタリング	730
13	CM(簡易型) + CM(初回のみ)	350
14	CM(簡易型) + CM(初回のみ) + モニタリング	450
15	CM(初回のみ)	150
16	モニタリングのみ(短期集中サービス実施時)	100
17	サビ担のみ(短期集中サービス実施時)	130
18	高齢者虐待防止措置未実施減算	-4
19	業務継続計画未策定減算	-4

※表中の「CM」は「介護予防ケアマネジメント」を表す

別表2（第9条第6項）

類型		サービス 提供開始月	2月目 (翌月)	3月目 (翌々月)	4月目 (3か月後)
介護予防 ケアマネジメント (従来型)	ケアマネジメント 単価	○ (毎月発生)	○	○	○
	サービス担当者 会議加算	×	×	×	×
	モニタリング 加算	×	×	×	×
	初回加算	○ (条件に該当 した場合に発生)	×	×	×
	委託連携加算	○ (条件に該当 した場合に発生)	×	×	×
介護予防 ケアマネジメント (簡易型)	ケアマネジメント 単価	○ (初回と評価時 のみ発生)	×	×	○
	サービス担当者 会議加算	○ (実施時発生)			
	モニタリング加算	○ (実施時発生)			
	初回加算	○ (条件に該当 した場合に発生)	×	×	×
	委託連携加算	×	×	×	×
介護予防 ケアマネジメント (初回のみ)	ケアマネジメント 単価	○ (初回のみ発生)	×	×	×
	サービス担当者 会議加算	×	×	×	×
	モニタリング 加算	×	×	×	×
	初回加算	×	×	×	×
	委託連携加算	×	×	×	×

※サービス提供開始の翌月から3ヶ月を1クールとした時の考え方

別表3 (第7条)

通所型・訪問型サービス併用の基本的な考え方

- 【基本方針①】「予防給付」・「訪問型/通所型サービス（訪問/通所介護相当）」・「訪問型/通所型サービスA」の間でのサービス併用は、基本的に従前の考え方に基つき、給付上限額との兼ね合いで調整する。
- 【基本方針②】利用するサービスの中に「住民等主体の通所サービス」もしくは「短期集中予防サービス」が組み込まれる場合には、「市は週2回までの外出を支援する」という考え方に基つき、利用回数との兼ね合いで調整する。  
(※給付上限額を下回っていたとしても、週3回以上の外出になる場合には併用不可とする。)  
また「短期集中予防サービス」の2事業所利用は不可とする。
- 【基本方針③】「通所型サービス(通所介護相当)」と「通所型サービスA」、「訪問型サービス（訪問介護相当）」と「訪問型サービスA」の併用は不可。(ただし通所型と訪問型の併用は可。)
- 【基本方針④】「通所リハ」と「短期集中予防サービス」の併用は不可。

利用するサービスの種類	予防給付						併用するサービス					
	訪問看護	福祉用具	住宅改修	通所リハ	その他の予防給付	通所型サービス(通所介護相当)	訪問型サービス(訪問介護相当)	通所型サービスA	訪問型サービスA	住民等主体の通所サービス	短期集中予防サービス	
訪問看護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉用具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
通所リハ	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○※2	×	
その他の予防給付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
通所型サービス(通所介護相当)	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○※2	○	
訪問型サービス(訪問介護相当)	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
通所型サービスA	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	
訪問型サービスA	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
住民等主体の通所サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○	
短期集中予防サービス	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	

※1 住民等主体の通所サービスは、上記の基本方針②に則って行えば、複数の関係団体・事業所の利用は可能。  
 ※2 要支援2の場合、住民等主体の通所サービスは参加対象として利用不可。

別表4 (第10条)

No	対象者	提供サービス			委託先支援事業所の把握	委託先支援事業所の把握情報の送付先	費用請求	費用請求情報の送付先
		介護予防	総合事業 (限度対象)	総合事業 (限度対象外)				
1	要支援者	○			給付管理票	国保連合会	介護予防支援費(46)	国保連合会
2		○	○					
3			○					
4	事業対象者			○	委託先支援事業所情報	保険者	介護予防ケアマネジメント請求情報	
5			○		給付管理票	国保連合会		
6				○	委託先支援事業所情報	保険者		